フェミニズム法理論における

M・A・ファインマンの議論の位置づけるコンスを理論における

小久見

祥恵

次

目

はじめに

一 ファインマンの家族論

2 新しい家族モデルの提示 1 従来の家族モデルに対する批判

二 ファインマンの平等論

1 形式的平等に対する批判

「脆弱な主体」を前提とした平等論

三フェミニズム法理論におけるファインマンの議論の位置づけと意義

1 フェミニズム法理論における位置づけ

フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号

二号 五五三 (一〇二九)

同志社法学

2 ファインマンの議論の音

おわりに

はじめい

リカ合衆国におけるフェミニズム法理論の展開のなかで位置づけ、その意義を明らかにすることにある。 本稿の目的は、近年その家族論が注目されているM・A・ファインマン(Martha Albertson Fineman)

にあたり、いくつかの理論的問題に直面したが、その一つが「差異か平等か」というジレンマである。「差異か平等か_ アメリカ合衆国において新たに登場した。フェミニズム法理論家たちは、法学の領域でジェンダーの諸問題を取り組む いう、ジレンマ状況に直面することとなった。 るべきかについて論じると同時に、いずれかのみの立場に依拠して差別や抑圧からの解放を目指すことが困難であると ていくと、「差別もろとも区別を撤廃する」という徹底した主張に行き着く。フェミニストたちは、いずれの立場を取 他方の、「平等」派の主張は、男女を同じように扱う「男なみの平等」を求めるものであり、「男なみの平等」を追求し ンマ状況を指している。「差異」派の主張は、女性に対するスティグマを温存し、差別を永続化させる危険性を含む。 派)、あるいは差異に注目して異なる取り扱いをするべきか(「差異」派)、という「差異か平等か」の議論が陥るジレ のジレンマは、ジェンダーの平等を目指すために、男女間の差異を無視して男女を同じように取り扱うべきか(「平等」 フェミニズム法理論は、法の世界でジェンダーの諸問題を取り組む学問領域として、一九七〇年から一九八〇年代の

筆者はこれまで、「差異か平等か」のジレンマに対するアプローチとして、M・ミノウ(Martha Minow)

およびD

従来のフェミニズム法理論の展開をふまえ、「差異か平等か」のジレンマに起因する理論的停滞を打破しようと試みて コーネル(Drucilla Cornell)の理論によるアプローチを検討してきた。なぜなら、ミノウおよびコーネルはともに、

きたからである

置をずらそうとする企てとして理解できる。 体の人格を所与のものとは捉えず、「人格になる」段階に目を向ける。人々は、人格になる段階において「自分は誰で 係性が裁判の場において明らかにされることを通して、差別や抑圧に関する問題が解決されることを目指す。ただしミ ナリーな領域」と呼ぶ。コーネルの「イマジナリーな領域」概念を用いた平等論は、「差異か平等か」のジレンマの位 あり、何になろうとするのか」を再想像する必要があり、そのような再想像のための心的空間を、コーネルは「イマジ 主張するというものである。コーネルは、リベラルな現代正義論において分配を受ける主体に注目し、分配を受ける主 している。コーネルの平等論は、「イマジナリーな領域」という概念を用いて、「イマジナリーな領域」の平等な保障を ノウは、自らの理論が依拠する平等の理念については、多くを語っていない。他方のコーネルは、独自の平等論を展開 関係的権利論を提唱し、差別や抑圧を受けてきた人々によって権利が主張され、それらの権利をめぐる関

の一つは、彼女のラディカルな家族法改革案が、現在の家族をめぐる諸問題の処方箋として有効であると、考えられて 等論および性と生殖をめぐる諸問題などを研究対象としている。わが国では、彼女の家族論が社会学および政治学の領 域で注目され、彼女の著作のうちいくつかは、日本語に翻訳されている。彼女の家族論がわが国で注目されている理由 できた。彼女は、アメリカ合衆国のエモリー大学ロースクールで教授を務めており、家族法、フェミニズム法理論 本稿で取りあげるファインマンもまた、フェミニズム法理論家の一人として「差異か平等か」のジレンマに取り組ん

局のところ女性たちに平等をもたらさなかったという事実認識に基づいている。彼女は、このような事実認識に基づい してきた。ファインマンの批判は、一九七○年代から八○年代のリベラル・フェミニズムの成果としての法改革が、結 ものである。彼女は、男性と女性を同じように取り扱おうとする「平等」派に立つフェミニズムの議論を徹底的に批判 わが国においても注目される彼女の家族論は、先述の「差異か平等か」をめぐる議論に対する彼女の立場を反映した フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号 五五六(一〇三三

彼女の家族論は、平等論とも密接に関連しているのである。 したがって、本稿ではまず、第一章でファインマンの家族論の内容を確認し、次に第二章では平等論を概観する。第

て、とりわけ家族内でのジェンダー平等が「幻想」に終わっているとして、平等概念についても批判的に論じてきた。

づけられるかについて考察を加える。とりわけ、フェミニズム法理論における「差異か平等か」をめぐる議論とファイ 三章では、アメリカ合衆国におけるフェミニズム法理論の展開のなかで、彼女の家族論および平等論がどのように位置 ンマンの議論との関連性について明らかにしたい。さらに、本稿における検討をふまえて彼女の議論の意義について考

一 ファインマンの家族論

従来の家族モデルに対する批判

察を試みる。

Illusion of Equality)』(一九九一年)では、当時の家族法制度改革の問題点(離婚時の財産分与や共同監護権をめぐ ファインマンの著作において一貫して取り扱われてきたテーマは、家族およびケアの問題である。『平等の幻想(The

る問題点) に焦点が合わされていた。 『中性化された母親 (The Neutered Mother)』 (一九九五年) および 『自律神話 (The

Autonomy Myth)』(二○○四年)では、従来の家族モデルを批判し、新しい家族モデルを提唱している。これらの著 にあった。しかし近年の彼女は、ジェンダー不平等だけでなく、あらゆる不平等を是正するためにはどのような主体を ことへの危機感があると理解できる。彼女の主たる関心は、実際に社会のあらゆる領域で残るジェンダー不平等の是正 作の根底には、ジェンダー中立を掲げる家族法改革や家族政策が、結果的には女性に不利益をもたらしてしまっている

関係からケア関係に変更するというものである。 本章ではまず、彼女の家族論について確認する。彼女の家族論の概要は、法的婚姻を廃止し、家族関係の中核を性的

想定すべきか、という観点から、平等にかんする議論を展開している。

モデルを、ファインマンは、「性的家族(sexual family)」あるいは「平等主義的家族(egalitarian family)」と呼んで 現在の法制度が採用している家族モデルは、性的関係を中核としており、そのような従来の家族

時に、再分配を受ける単位として保護されている(AM, p. 105. 邦訳、九六頁)。 責任として私事化されているのである。そして、性的関係を中核とした家族は、依存にかかわる仕事を引き受けると同 もを産み育てる任務を担ってきた(AM, p. 101. 邦訳、九二頁)。性的関係を中核とする家族は、依存 の責任を引き受ける単位とされ、育児や介護などの依存にかかわる仕事を引き受けている。つまり、依存は、家庭内の ファインマンによれば、性的家族は、社会に必要不可欠な再生産のプロセスを担う伝統的な場所とされており、子ど (dependency)

と同時に、対等なパートナーたる夫婦を中核に構成される「平等主義的家族」モデルでもあるからである。平等主義的 て引き受けられることが望ましいとされてきた。なぜなら、現在の制度の前提とされる家族モデルは、性的家族である 家庭内の責任として私事化された依存は、ジェンダー平等の名の下に、婚姻関係を結んだパートナーの間で、

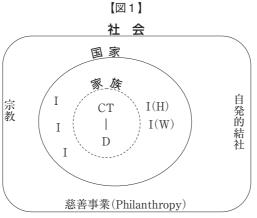
密な家族の絆ではなくなっている(AM, p. 108. 邦訳、九九頁)。 特定の社会的機能(主としてケア)を果たす能力があると期待されてきた。しかし、婚姻関係は、もはやそのような親 敗している(MM, p. 75. 邦訳、八九頁)。平等主義的家族モデルにおいて、婚姻関係は、他の家族関係とは差別化され、 等に親業が分担されることが理想とされる。しかし、ファインマンによれば、平等主義的家族モデルは実際のところ失 家族モデルのもとでは、婚姻によって結びついた夫と妻が対等なパートナーとみなされ、対等なパートナーによって平

ない(NM, p. 165. 邦訳、一八五-一八六頁)。家族内の歴史的な役割分業を変更する道のりは険しい。それゆえ、主た る稼ぎ手である「父親」がケアに加わるように期待することは、ケアの担い手である「母親」が家庭外で働くことを期 下では、ケアが平等に分担される状態が想定されるが、実際のところ、統計数値を見れば、そのような分担は生じてい 費やすことになるため、ケアの担い手になれず、「国家に対して物乞いをする」ことになる。平等主義的家族モデルの 家庭内でケアの担い手を調達できない可能性が含まれる。また、シングルマザーの母親は、家庭の外での仕事に時間を 例えば、ファインマンによれば、平等主義的な核家族においては、両親が揃っていても、共働き家庭が増加するため、

名詞が脱ジェンダー化(de-gendered)されることを意味する。脱ジェンダー化は、「中性化」と言い換えられている。 題性が指摘されている。「母親」はジェンダー化された名詞である。母親が「親」と定義されることは、「母親」という ·母親」は「親」として中性化され、さらに対等なパートナーを含意する「妻」として再構成される。「母親」を「妻」 母親の中性化 さらに、『中性化された母親』では、そのタイトルにあるように、「母親の中性化(neuter)」の問

待するのと同じくらい複雑な問題を生むのである(AM, p. 200. 邦訳、一九四頁)。

ども、および子育てとケアに意義を見出していないということの表れ」であり、親密性の絆が限定されるという帰結を へと変換する「母親の中性化」は、「母親業(mothering)」独自の際立った側面を消し去ることを意味し、「社会が子



=依存的存在、H = 夫、 家族制度が介在しない。 (AM, pp.62,68. 邦訳、55、60頁)。 破線は家族プラ

(NM, p. 75. 邦訳、九二-九三頁)。 新しい家族モデルの提示

2

生む ファインマンによれば、フェミニズム法理論においてもまた、女 (NM, pp. 68-70. 邦訳、八四-八八頁)。

26-28. 邦訳、四七 - 四九頁)。 フェミニズム法理論家たちによって、 映された。その結果として「親業の分担」が理想となったのである にしようという主張が繰り返され、それらの意見が家族法改革に反 女性たちを個人として解放し、彼女たちの自律をさまたげないよう 女性に対する差別の根拠であり続けてきたのである (*NM*, pp. ないと申し立ててきたため、結果として母性(motherhood)は、 論は、母親の地位に十分な関心を払わず、父親と母親の間に差異は 性は「母」よりも「妻」として定義されてきた。フェミニズム法理

族モデルを提示する。 そのうえで、従来の家族モデルに代えて、家族の機能に着目した家 的家族および平等主義的家族と呼び、その問題点を指摘している。 前節で確認したように、ファインマンは、従来の家族モデルを性 婚姻の本質や意味はさまざまに語られている

ため、性的関係を家族の中核に据えるよりも、 家族の果たすべき機

同志社法学

六四卷三号

五五九

能すなわちケアの機能に着目し、ケア関係を家族の中核に据えるべきであると、ファインマンは主張するのである。

彼女の構想は図1のように示されている。

彼女の構想の最大の特色は、ケアの担い手(CT)と依存的存在(D)で構成される関係のみが家族関係とみなされ

る (AM, p. 67. 邦訳、六〇-六一頁)。 族が果たす最も重要な機能の一つがケアであり、ケア関係を中核として家族を組み立てるべきであると考えるからであ るという点にある。夫(I(H))および妻(I(W))は、家族の中に含まれていない。なぜなら、ファインマンは、家

pp. 9, 199. 邦訳、二四、二一七頁)。 意味でケア関係を象徴するから」であり、子育てについての「否定的で抑圧的な固定観念に対抗」するためである(NM 母/子関係あるいは母/子対における「母」は、実際の母親を指すわけではなく、メタファーとして用いられているた 中核とした平等主義的家族モデルのもとでは、母親業やケア関係が否定的なものとみなされる。ファインマンによれば、 Child pairing)」あるいは「母/子対(Mother/Child dyad)」と表現されている。前節で確認したように、性的関係を め、母/子関係には父親も包含されうる。母/子関係がメタファーとして用いられる理由は、母/子関係は「肯定的な ケア関係を中核とする家族モデル 『中性化された母親』では、ケアする/される関係は、「母/子関係(Mother/

を含み、身体的ケアの必要を体現した象徴的な存在である。さらに、必然的な依存とは区別される依存状態として、二 また、「子ども」および「依存的存在」は、必然的な(inevitable)依存のあらゆる形態(病人、高齢者、障害者など)

次的な(derivative)依存がある。二次的な依存は、ケアする人々が、ケアの手段を提供する社会構造に依存せざるを

ファインマンによれば、ケア関係を中核に据えた新しい家族モデルは、私事化されてきた依存の再分配を可能にする。

得なくなるという状態を指している(*NM*, p. 162. 邦訳、一八一頁)。

二九二-二九四頁)。 含めた依存のコストのかなりの部分を引き受けることになる。しかし、同時にケアする/される関係に対する国家の介 入を避けるために、ケアする/される関係の単位にプライバシーが保障されなければならない(AM, pp. 300-302. 邦訳、 なぜなら、ケア関係の単位に対して社会支援がなされるからである。国家および市場は、ケアする人々の二次的依存を

えり新国リミ)を

核とするものである。従来の家族モデルの中核は性的関係を前提とする婚姻関係であった。彼女は、ケア関係を家族の 法的婚姻制度の廃止 ここまでで述べてきたように、ファインマンが提示する新たな家族モデルは、ケア関係を中

中核に据えるために、法的婚姻制度の廃止を主張する。

規定される。ただし、長期にわたる性的関係を法的に規制するために契約法や財産法などの規定を用いようとすれば、 る。性的関係にある男女の相互行為は、他の社会関係と同じ規則(契約法、財産法、不法行為法、刑法など)によって ファインマンによれば、法的婚姻制度の廃止は、夫婦関係を規定あるいは管理する法律を廃止することを意味してい

新たな法理の形成などが必要となり、既存の法による対処が難しくなるであろうことを、ファインマンは予測している。 ファインマンによれば、例えば契約法については、現代の契約法の基礎 ――例として「『独立当事者間の』 取引や『自

律的な』個人の、『自発的な同意』といった考え」が挙げられている ――を変更する必要が生じる(VM, p. 230. 邦訳、 二五二頁)。さらに、そのような変更に代表されるように、契約法がさらに「現実」を反映させ、交渉関係における力

の差に対応したものとなることは、契約法の前進を意味する。婚姻関係を契約化したとしても、契約を結ぶ当事者の間 に何らかの「力の差」がある場合には、その「力の差」がもたらす不公正な結果を防ぐ規定が必要になってくる。彼女

二五二頁)。このような考え方は、「脆弱な主体」モデルと関連してくるため、後述する。また、ファインマンは、あく によれば、「力の差」がもたらす不公正を防ぐ規定は、あらゆる契約に対して適用されるべきである(*NM*, p. 230. 邦訳)

フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号 五六一(一〇三七)

までも婚姻を法的カテゴリーから外すことを目論んでおり、人々が結婚の「儀式」をとり行うことは自由とする

pp. 229-230. 邦訳、二五〇-二五二頁)。

が、法的カテゴリーとしての婚姻を廃止する方が良いと、ファインマンは主張するのである (VM, pp. 229-230. 邦訳) ために、同性愛関係および性愛関係以外の関係を婚姻に類する関係として法的なカテゴリーに含めることも考えられる れている。そのため、成人間のあらゆる性的関係は許容される。たとえば同性愛関係に対するスティグマを無効にする 法的婚姻制度を廃止する利点としては、まず、国家が保護し支援する家族の親密モデルが存在しなくなる点が挙げら

二五一一二五二頁)。

構想しているのである。このような平等主義的な家族制度への批判は、彼女の平等論と密接に関連している。したがっ て次章では、ファインマンの平等論の内容および変遷について確認しよう。 つまり等しく分け合うことを目指すのではなく、ケア負担をめぐるジェンダー差としての「差異」を前提とした制度を アの負担をめぐるジェンダーの不平等が維持されることを、問題と考える。ゆえに、ケアの負担を家族内で「平等」に、 以上、本章では、ファインマンの家族論を概観した。彼女は、平等主義的家族モデルに基づく家族制度のもとで、ケ

二 ファインマンの平等論

形式的平等に対する批判

等の放棄(abdication of equality)」を説き、平等概念を取り扱うことについて消極的であったが、近年では「さらに ファインマンの平等概念に対する態度は、徐々に変化してきているように理解できる。一九九一年の著作では、「平

vision of equality)を模索しており、平等概念を積極的に解釈しようと試みている。 平等主義的な社会(more egalitarian society)」の実現を目指して、平等にかんする実質的な見解 (more substantive

等の放棄」につながるのである。繰り返しになるが、平等主義的家族モデルのもとでは、性的関係にある婚姻したパー トナーが家族の中核とみなされ、対等なパートナーの間でケア労働が平等に分担される状態が、理想とされる。ファイ 掲げる平等主義的家族モデルの失敗を強調するものであった。平等主義的家族モデルにおける「平等」の失敗が、「平 「平等の放棄」の主張は、前章で確認した家族論と特に関連している。ファインマンの家族論は、ジェンダー中立を

ンマンは、家族法改革の失敗を根拠に、そのような平等主義的家族モデルが実際のところは実現されえない、と結論づ

は、主として一九七○年代以降に実施された離婚法改革を指している。アメリカ合衆国の離婚法改革については、本稿 実には女性たちに不利益をもたらし、不平等を生み出してきた。ファインマンが言及するアメリカ合衆国の家族法改革 ファインマンによれば、アメリカ合衆国の家族法改革は、ジェンダー中立を掲げた平等主義的なものであったが、現

ける。

とりわけ、離婚時の財産分与をめぐる問題については、平等の理念に訴えかけることが、かえって困難を生み出す、と ファインマンが焦点を合わせる家族法改革の問題は、離婚時の財産分与および子どもの監護権をめぐる問題である。

の第三章第1節において後述するため、ここでは、家族法改革に対するファインマンの批判を確認することにする。

際には、女性と子どものニーズを過小評価あるいは無視することとなった。現実には、多くの女性たちが、婚姻中も離 パートナー関係として理解されるべきであると考えたからである。しかしながら、そのような理念に基づく改革は、実 女性たちにより良い経済的地位を与える結果を導くと主張した。なぜなら、当時のフェミニストたちは、婚姻が対等な ファインマンは強調する(IE, chs. 2, 3)。当時のフェミニストたちは、離婚時の財産分与にあたり、均等な財産分割が

されてしまっている、と批判し、離婚後の妻と子どものニーズに即した分与が行われるべきである、と主張する(IE 家事と育児にかかわる負担を、パートナーよりも多く引き受けていた。ファインマンは、そうした事実が無視

また、ジェンダー平等の名のもとに、離婚前のケア役割とは無関係に、両親に対して「共同監護権(joint custody)」

rights) 」運動において、それまで監護者の決定にあたり採用された「母親優先の原則(tender-years doctrine)」が批 が認められることについても、ファインマンは否定的である。一九七○年代に起こった「父親の権利 (father's 判されたこともまた、共同監護を認める法の成立に影響を与えた。ジェンダー中立への盲目的崇拝(fetish)は、

子どもの最善の利益かについて、ならびに子どもの最善の利益を達成するためにどのような保護が必要かについても密 接に関わってきた。なぜなら、監護権者の決定結果にはジェンダーの偏りが見出され、ジェンダー中立に反するとして、

非難が向けられてきたからである (IE, p. 91)。

等(formal equality)」あるいは「ルールの平等(rule equality)」と呼び、「結果の平等(result equality)」と区別して いる。彼女によれば、アメリカの法実践においては、形式的平等の保障は、同じように取り扱うことを意味してきた。 ファインマンは、離婚時の均等な財産分与や共同監護を導入した家族法改革において掲げられた平等を、「形式的平

り扱いを要請する (IE, pp. 3, 21)。 これに対し、結果の平等を志向するアプローチは、男性と女性を同じレベルの状態にするために、両者の間で異なる取

ファインマンによれば、当時のフェミニストたちは、男女の同じ取り扱いを主張することによって、女性の解放を達

ばならない。ファインマンの言う結果の平等が要請するものは、上述のように、離婚後の妻および子どものニーズを考 成してきた。しかし、とりわけ離婚時の財産分与にあたっては、同じ取り扱いではなく、結果の平等が目指されなけれ

慮した財産分与であり、単純に離婚時の財産を折半するだけでは不十分であることを意味する(IE, p. 177)。

をもたらすことを認識していたため、場合によっては、制度の「犠牲者(victim)」としての女性のイメージを掲げざ るのであるが、結論として、「平等の放棄」を主張する。なぜなら、平等のレトリックは反フェミニストによっても、 簡単に用いられ、利用されてしまうからである。当時の「平等」派のフェミニストたちは、平等を掲げて男性と女性の 「同じ取り扱い」を求めた。しかし他方で彼/彼女たちは、そうした平等のレトリックが、実際には女性たちに不利益 ファインマンは、離婚時の財産分与について「形式的平等」が要請されることを批判して、「結果の平等」を要請す

中規模程度の理論は、女性たちの生(lives)をとりまく状況と、法のグランド・セオリーとの間を仲介する(mediate) なく、中規模程度の理論(middle-range theory)の展開を試みることに意義を見出している(IE, p. 8)。彼女によれば: 「平等の放棄」を説くファインマンは、「平等」や「正義」といった抽象的な規範に関連したグランド・セオリーでは

るを得なかったのである (*IE*, p. 190)。

も不平等な場合には、 改革にすぐに使えるような操作も容易にはできない用語なのである」と説明している(*NM*, p.60, note 22. ない生きた解釈の歴史を有する概念であると認識するようになった。それは、簡単に理解することも、フェミニズムの 代は平等の各形態の区別を目指したが、「しかし私は間もなく、平等は法の基本と捉えられ、したがって軽々しく扱え 一一頁、注(22))。平等概念は、男女が比較的対等な立場にある場合には有用かもしれないが、両者の立場があまりに さらに、ファインマンは、平等概念に対する自らの考え方の変遷を次のように説明している。すなわち、一九八〇年 役に立たない。 それゆえ、 彼女は「ポスト平等主義のフェミニスト(postegalitarian

feminists)」を自認する(*NM*, p. 41, 邦訳、六一頁)。

指摘にとどまらず、「さらに平等主義的な社会」の実現を目指して、平等にかんする実質的な見解を模索している。次 同じ取り扱いを意味する形式的平等を指していると理解できる。しかし、近年のファインマンは、形式的平等の限界の "ポスト平等主義のフェミニスト」は、平等の理念を掲げないフェミニストであるが、ここでの平等は、あくまでも

2 「脆弱な主体」を前提とした平等論

節では、その内容を確認しよう。

する議論を補完したい、と述べている。 きた。近年の論文では、「脆弱性(傷つきやすさ vulnerabilitiy)」という概念を用いたアプローチによって、依存に関

ファインマンは『自律神話』などの著作において、従来の自律概念が人々の依存状態を包摂しえないことを批判して

続的なものだからである。 替わられるべきものである。なぜなら、「脆弱性」は、人間であることに必然的にともなう状態であり、普遍的かつ継 ファインマンによれば、「脆弱な主体」は、リベラルな伝統のなかで主張されてきた自律的で独立した主体に取って

て)は必然的依存状態あるいは二次的な依存状態に置かれる。これらの依存状態に置かれた人々は当然ながら「脆弱さ」 前章で確認したように、ファインマンによれば、すべての人々が、人生の一定期間(子どものころ、あるいは年老い

ともなった人間としての人々は、様々な力(病気、伝染病、耐性ウィルス、他の生物学的な災難の結果としての依存の されているかにかかわらず、人々はその身体性ゆえに、様々な危害や不運な出来事に見舞われる可能性がある。身体を 的なものではない。脆弱性は、人々の身体性(embodiment)から生じると理解されるべきである。偶然であるか意図 を帯びている。しかし、脆弱性は人々にとって、子どもや高齢者の依存や、そのケアによる二次的依存のように、一時

ファインマンは、 究極的には人間のコントロールを超えているということを理解してはじめて、脆弱性について考えることができ あるいは物理的な環境における様々な力)に対して脆弱である。そのような様々な力によってもたらされる事 脆弱性が依存よりもさらに普遍的であることを強調したうえで、脆弱性に注目することの利点とし

て、脆弱性アプローチが既存の差別への取り組みの抱える限界を乗り越えられる点を挙げている。アメリカ合衆国にお

していくための一つの方法であるともファインマンは述べている。 普遍的な人間が備える「脆弱性」の概念に基づいて、より包括的な枠組みを構築することは、平等を「幻想」ではなく まる「ポスト・アイデンティティ(post-identity)」研究として位置づけられている。さらに、 れない。脆弱性アプローチは、ジェンダーや人種などの限定されたカテゴリーに基づいた差別への取り組みに変更をせ は、ジェンダーや人種などのカテゴリーとは関連しないため、平等保護条項のもとで是正されるべき不平等とはみなさ ためには、それらのアイデンティティにかかわるカテゴリーは、射程が狭すぎる。例えば、貧富の差がもたらす不平等 ゴリーを用いて、憲法上の平等保護を実現しようとするものであった。しかし、実際の人々の不平等な状況を是正する ける二○世紀の差別への取り組みは、ジェンダー、人種、宗教、エスニシティなどのアイデンティティにかかわるカテ ジェンダーを超えて、

り方は、そのような脆弱性に由来する不平等を考慮に入れることに失敗しているからである。

なぜなら、人間の条件および社会的な諸制度は、不可避で普遍的な脆弱性から作り出されており、

現在の平等保障のあ

ファインマンによれば、アメリカ合衆国において平等の保障は不十分であり、平等の保障はほとんど幻想にすぎない。

大に決定的な役割を果たしているため、さらに積極的な国家 平等を「幻想」ではなくすために、ファインマンは国家の役割について論じる。社会的諸制度が、不平等の維持や拡 (more active state) すなわち、不平等の現実に応答する

フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号 五六七 (一〇四三)

脆弱性に対して責任を有する、と主張することにある。 (E) 国家が要請される。脆弱性アプローチの究極的な目的は、脆弱性に対して国家はさらに応答的でなければならず、

いうことである。様々な諸制度が作られた結果として、脆弱性を軽減、改善あるいは埋め合わせるためのシステムが、 は、どのような国家を構想するかということや、国家と制度あるいは個人との適切な関係をどのように定義するのかと ファインマンによれば、脆弱性アプローチを用いて新しい平等の捉え方を提示するにあたって、最も差し迫った問題

形成される。それらの諸制度は、P・カービー(Peadar Kirby)が言うところの「資産 (assets)」――利益 (advantages) 、

暴力の緩衝材となる。資産は、脆弱性に直面した際の「回復力(resilience)」を諸個人に与えるのである。国家は、法 対処機構(coping mechanisms)あるいは資源 ――を提供し、それらの資産はわれわれが直面する不運、災難あるいは

する。22 を通して、これらの諸制度を作り上げている。それゆえ、脆弱性アプローチは、国家が制度に対して有する責任を強調

らの国際的な規範を実質的には受けいれていないことを、偏狭な態度として批判している。 る。それらは国際人権宣言、国際人権規約A規約、B規約、米州人権条約などであり、彼女は、アメリカ合衆国がこれ ファインマンは、脆弱性アプローチのもとで実質的な平等が達成されうる枠組みとして、国際人権法を例に挙げてい

想」に過ぎず、平等の内容が、同じ取り扱いを意味する形式的平等とみなされる限り、平等は「放棄」されるべきであ 以上、本章では、ファインマンの平等論の内容を確認した。彼女は、依存的存在を抱える家族の領域では、平等は「幻

な主体」を前提とした平等論は、国家と制度の結びつきを前提に、国家の責任を強調するものであった。 ると主張した。しかし、近年では、「脆弱性」の概念に注目し、脆弱性をめぐる問題に、家族論で指摘した依存および ケアの問題を包含させる。そして、「脆弱な主体」を前提とした実質的平等論を模索している。さらに、彼女の「脆弱

フェミニズム法理論におけるファインマンの議論の位置づけと意義

1 フェミニズム法理論における位置づけ

なかで、どのように位置づけられるかについて考察を加え、彼女の議論の意義を検討したい。特に、彼女の家族論およ について、明らかにすることを試みる び平等論が、本稿「はじめに」で述べた「差異か平等か」をめぐる議論からどのような影響を受けて展開されているか 本章では、前章までにおいて確認したファインマンの家族論および平等論が、フェミニズム法理論のいかなる文脈の

する。簡単に述べておくと、第一段階は一九七〇年代から一九八〇年代初めの「等しい取り扱い理論 Treatment Theory)」が主流を占めていた段階である。この段階では、「差異か平等か」はあまり問題とされておらず、 フェミニズム法理論の展開を整理するために、フェミニズム法理論の発展の段階を三段階に分ける議論に従うことに

女性に対する特別な取り扱いが批判され、「平等」派の主張が目立った。 第二段階には、一九八○年代半ばから一九九○年代初めまでの時期のフェミニズム法理論があてはまる。この段階で

は、男女を同じように取り扱うだけでは、結局のところ女性に不利益がもたらされるとして、男女の異なる取り扱いが 主張されるようになった。「差異か平等か」という問題が論争の的となり、「差異か平等か」をめぐってジレンマ状況が

第三段階のフェミニズム法理論は、一九九○年代以降の理論を指し、この段階では、第一、第二段階の議論の枠組み

生じることが明らかにされた

そのものに疑問を投げかけられ、多様な議論が見られるようになる。 以上のような三つの段階に区切る見方は、一定の時期に見出される特徴を示したものであり、フェミニズム法理論の

フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号 五六九(一〇四五

すべてにあてはまるわけではないが、全体像を把握しにくいフェミニズム法理論の展開を整理するために、 フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 ある程度は

役に立つように思われる。

第一段階のフェミニズム法理論においては、女性と男性の等しい権

第一段階のフェミニズム法理論と離婚法改革

雇用や経済的な問題について、女性が男性と同等であることが強調された。女性を男性と同じように取り扱うことによ 利や雇用における機会均等が求められた。従来は、女性に対して特別な保護が与えられてきたが、この段階では、 って、ジェンダー平等は達成されると考えられたのである。当時の主流のフェミニズム法理論は、「等しい取り扱い理論

と呼ばれ、同じ状況にある男性と女性を異なるように取り扱ってはならないという、簡潔な原則を唱えるものであった。 '等しい取り扱い理論」を掲げたフェミニズム法理論は、リベラル・フェミニズムあるいは同質派フェミニズム (sameness

feminism)とも呼ばれている。

リフォルニア州において、有責主義から無責主義(no-fault divorce)に変更されて以降、一九八○年代までには、す 第一段階のフェミニズム法理論が獲得した成果の一つは、離婚法改革である。アメリカの離婚法は、一九七○年にカ

ストたちもかかわっており、ジェンダー中立な離婚法の成立が目指された。 べての州において無責主義が採用されるに至った。無責主義の導入などの離婚法改革の立法過程には、当時のフェミニ

が相手方へと支払われ、財産の分割においても、有責配偶者は不利に扱われた。 が含まれ、離婚に際しては無責配偶者の同意が要件とされていた点などである。有責配偶者から離婚後扶養(alimony)

改革以前の一九六〇年代の離婚法の特徴は、婚姻の保護が目的とされ、離婚の条件に不貞(adultery)や虐待(cruelty)

が可能であり、相手方の同意を必要としない(単意主義)。さらに離婚後は、両者がそれぞれ自立し、子どもを監護す これに対して、改革された無責主義離婚法は、婚姻の事実上の破綻を離婚の条件としており、片方の意思のみで離婚

ジェンダーに基づく想定を廃止して、男性と女性の等しい取り扱いを保障しようとしたものであった。当時は、 等しく分割され、離婚後扶養は必要に応じて払われることとなった。このような内容を伴う無責主義離婚法は、 る権限を有している(eligible)と同時に、子どもを扶養する責任を負っている。財産は、有責か無責かに関わりなく、 外で働く女性が増加しつつあったため、離婚後の女性たちは自立できるだろうと考えられた。つまり、改革が達成され

れば、中流階級以上の女性たちは、離婚によって夫から独立し、自立した人生が送れるのではないかとの期待が持たれ

しかしながら、離婚法改革が必ずしもジェンダーの平等をもたらさなかったことは、次第に明らかにされていった。

五年)において、離婚後の女性と男性の経済状況に大きな格差が存することを指摘した。ワイツマンが本書において示 社会学者のL・J・ワイツマン(Lenore J. Weizman)は、その著書『離婚革命(The Divorce Revolution)』(一九八 した数値はセンセーショナルなものとして受け止められた。その数値はすなわち、元妻は、離婚後の最初の一年目に、

たのである。

たが、いずれにせよ、男女間の格差が著しいことは明らかであると指摘されている。 七三%の生活水準の低下を経験する。これに対して、元夫の生活水準は、四二%の上昇を経験するというものであった。 ワイツマンが示した統計上の数字には、以後疑問が提示され、二七%の下落と一〇%の上昇といった数値などが示され 以上の離婚法改革の失敗は、男女を同じように取り扱うことを主張する第一段階のフェミニズムの限界の一例となっ

第二段階のフェミニズム法理論と「ポスト平等主義のフェミニスト」 第二段階のフェミニズム法理論の特徴は、

た。そしてフェミニズム法学は次の段階へと移行していった。

りわけ、妊娠・出産をめぐって、女性と男性を異なるように取り扱うべきか、同じように取り扱うべきかについて論争 性別間の生物学上の差異に基づく「特別な権利」を女性に保障せよ、という「差異」派の主張が現れたことにある。と

フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ

同志社法学

六四卷三号

が繰り広げられた。このような論争は、本稿「はじめに」において述べた「差異か平等か」をめぐる論争の一類型であ フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ

同質性/差異論争(sameness-difference debate)とも呼ばれる。

においては特に、リベラル・フェミニズム ――先述の「等しい取り扱い理論」あるいは同質派フェミニズムを指す-であったと言える。ワイツマンの議論に影響を受けたファインマンもまた、『平等の幻想』および『中性化された母親

離婚法改革を批判したワイツマンの議論は、同質性/差異論争における同質性を強調する立場の限界を指摘するもの

に対するいらだちを明らかにしている。

範を現実に合わせようとするものである。実際にファインマンは、『平等の幻想』において、女性たちの生(life)の現 家族の変化をありのままに認めたうえで、現実と規範の関係について、現実を規範にあわせようとするのではなく、規 みかけをとったリアリズム」の立場をとっていると評する。上野によれば、ファインマンの法改革案の趣旨は、現実の また、『中性化された母親』におけるファインマンの議論について、本書の監訳者である上野千鶴子は、「理想主義の

与件として認め、分析の際の要素としてジェンダー差をきちんと取り入れる必要があると結論する」(NM, p. 13. 邦訳) 実(reality)を平等主義的家族法改革は反映できていないと述べるなど、女性たちがこうむる、現実の不正義を繰り返 し強調している。さらに、『中性化された母親』においても、「フェミニズム法理論は女性の不平等な立場を現時点での

同質性/差異論争において、「平等」派のフェミニストたちは、平等主義的な家族法改革などの制度改革に与した。

二八頁)と述べている。

である。「平等」を理想として掲げても、現実は改善されていないため、ファインマンは、「平等の放棄」を唱え「ポス

しかし、離婚法改革の失敗のように、そのような制度改革は、実際には女性たちの立場を改善するものではなかったの

ト平等主義フェミニスト」の理論の提示を試みたと理解できよう。

法への批判は、有責主義への回帰や、女性を保護するという発想に結びついていたわけではなく、従来の家族モデルそ のものの限界を指摘し、新たな家族モデルを提示するという、次に紹介するフェミニズム法理論の第三段階の議論に含 保護しようとする単純な「差異」派の立場をとっていると理解することは、適切ではないだろう。彼女の無責主義離婚

ファインマンの議論は、ジェンダー差を分析の要素に取り入れたものであるが、彼女が「差異」を根拠に女性たちを

めることができる

との対話あるいは対決から生じてきたものと理解され、長らく議論されてきた。しかし、同質性/差異論争は、 フェミニズム法理論の理論家からも、その枠組みに疑問が提示されるようになる。 リベラル・リーガリズムの枠内にとどまるものであり、一九八〇年代半ば以降の第二波フェミニズムの議論と同調して、

同質性/差異論争で争われた議論は、「差異か平等か」をめぐる議論の一類型として、フェミニズムとリベラリズム

ーの影響の下での不均衡な権力および知識に焦点を合わせる議論が盛んになった。たとえば、C・マッキノン(Catharine そこで第三の段階では、女性が男性と同じであるか異なっているか、といった問いに専念するのではなく、ジェンダ

MacKinnon)の理論に顕著な傾向である。 第三段階のフェミニズム法理論と「脆弱な主体」 第三段階において、フェミニズム法理論家たちは、

との同質性/差異に注目することは、分析のための出発点に男性の視点を維持し続ける恐れがある、と考えるようにな った。さらにこの段階以降では、女性の中での多様性および抵抗の政治の多様性が探求されるようになる

第三段階のフェミニズム法理論は、ポストモダニズムとフェミニズムが接合されたポストモダン・フェミニズムの思

想から影響を受けたものであり、ポストモダン・フェミニズム法理論とも呼ばれる。ポストモダン・フェミニズム法理 論において、さかんに議論されることになった問題の一つは、本質主義(essentialism)をめぐる問題である。

フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号

りも重要なものではない、と想定する。従来の西欧のフェミニズム思想は、本質主義に陥ってきたのではないか 義は、すべての女性たちが、男性とは異なる、女性たちに共通の「本質(essence)」あるいは「本質的な」特質を有し なわち、人種、階級、宗教、民族あるいは文化的差異を無視して、すべての女性たちが共通に有する「女性であること」 ているとみなすものである。そして、女性たちの間に差異があったとしても、それらは女性たちが共有している特質よ

本質主義に陥ることを避けるために、例えばポストモダン・フェミニズム法理論家のP・ケイン(Patricia Cain)

の本質を規定してきたのではないか――という問題意識が持たれるようになった。

要であり、平等などにかんするような実質的な理論をいったん横に置いて、会話を継続することが重要であると主張す 単一の「女性」の定義は存在しない、というポストモダン的な見解を支持し、「女性」の意味についての会話こそが重

に対して、それが「一種の超個人主義を招き、非常に保守的な結果をもたらしうるという危険性」があると指摘してい ファインマンは、本質主義を警戒することの重要性を認めると同時に、本質主義に対するポストモダニズムの過敏さ

的差別是正措置などを支持してきた。 る(NM, p. 43. 邦訳、六二頁)。ゆえに、彼女は、先述のようにジェンダー差を考慮することの重要性を強調し、 積極

点を有している。女性たちの生活は、物質的、心理的、身体的、社会的あるいは文化的経験から成り立っており、それ

ファインマンによれば、女性たちは、その生活がジェンダー化されているという意味で、女性として同一化できる視

異」を根拠に、積極的差別是正措置などをともなう制度の確立を求めるのである(NM, pp. 48-49. 邦訳、七○−七一頁)。 化されている。ファインマンは、生物学的な「差異」ではなく、男女の間でのジェンダー化された生活の違いとしての「差 らの経験は、ジェンダーの影響を受けているため、どのような受け止め方をするにせよ、彼女たちの生活はジェンダー

ジェンダーや人種などの「差異」に依拠した「異なる取り扱い」によって差別を解消しようとするものではない。むし どのアイデンティティを形成するカテゴリーに依拠した取り組み ―― の限界を超えることにあった。このような企ては、 きる。既述のように、「脆弱な主体」を掲げることの意義の一つは、既存の反差別の取り組み――ジェンダーや人種な さらに、近年のファインマンの「脆弱な主体」を前提とした平等論は、本質主義を乗り越えようとするものと理解で

な「脆弱さ」への応答という形が取られるのである。 は、時間や場所によっても変化しうる。それゆえ平等の保障のあり方は、人々の間の本質的な「差異」ではなく、多様 埋め合わせが求められる。人々は多様な脆弱性を抱えうるという意味では同じであるが、その脆弱性の具体的な現れ方 ものである。あらゆる差異は、脆弱性と結びつく可能性があり、脆弱性アプローチのもとでは、脆弱性ゆえの不利益の

ろ、依存状態を含めた各人の個別の「脆弱性」に対して等しく国家が応答する、という内容の「平等」の保障を訴える

る不平等の是正ではなく、「脆弱性」に起因する不平等の是正を求めることによって、ジレンマ状況に陥ることを避け に応じた家族法改革を唱えていた。しかし、近年では、「脆弱な主体」を前提とした平等論において、「差異」に起因す 等」派を批判し、形式的平等を意味する「平等」ではなく、現実の女性たちに不平等をもたらす「差異」(ジェンダー差) こで、彼女の議論と「差異か平等か」のジレンマとの関連について、確認しておきたい。彼女は、「差異か平等か」の「平 以上、本節では、フェミニズム法理論の展開におけるファインマンの議論の位置づけを明らかにしようと試みた。こ

2 ファインマンの議論の意義

現実の差別や不平等を是正する可能性を探っていると理解できる。

本節では、ここまでで確認および検討したファインマンの議論がどのような意義を有するのかについて、若干の検討

を加える。まず、彼女の家族論についてのいくつかの批判を紹介したうえで、彼女が主張する婚姻の契約化の含意を、 ・脆弱な主体」の平等論と結び付けて検討する。さらに、ファインマンの「差異か平等か」という問題に対する取り組

みについて考察を試みたい。

異論はないとする。しかし、ファインマンのモデルでは、なおも生物学的家族が特権を持つのではないかという批判を って、現在認められている関係以外の関係も家族に含まれるようになり、家族の多元化が進むという見解については、 ぐる議論に対する批判である。D・コーネルは、ファインマンの主張のなかで、ケア関係を家族の核とみなすことによ 本稿の第一章で紹介した彼女の家族論に対しては、いくつかの批判が向けられている。それらは主に、

の担い手になればよいと説明する。しかし、コーネルによれば、ファインマンの議論においては、結局のところ父親は、 ファインマンは、「母/子対」という表現をメタファーとして用いて、父親も家族のメンバーになりたければ、

従来の生物学的母親が果たしてきた役割をどれほど担うことができるのかという基準によって、家族のメンバーになれ

るかどうかを判断される。それゆえ、家族のメンバーになれるかどうかに際して、生物学的家族 が特権を有することになるのである。また、コーネルは、ファインマンの法的婚姻制度の廃止論に対しても懐疑的であ (特に生物学的母親)

ファインマンの法的婚姻制度の廃止論に対しては、コーネルによるもの以外にも、批判的な見解がいくつか示されて 婚姻が存在する限り、異性愛者だけでなく、すべての人々に婚姻は開かれていなければならないと述べる。

例えば、ヨーロッパの国々では、親密性について再定義することなく、シングルマザーへの援助を行ってきたのである から、婚姻関係を廃止せずとも、社会保障のあり方をケア関係中心にシフトすることは可能ではないか、という見解が いる。それらの見解は主として、婚姻関係の法的および公的承認を退ける必要があるのだろうか、といったものである。

必要である。ゆえに、彼女は、多くの人にとって法的婚姻制度が使いやすいものとなることに期待している。 たる性的関係を維持している人々は、情緒的な結びつきを形成することになりやすく、情緒的結びつきはケア関係には ものもある。さらに、ファインマンと同じようにケア関係を重視する、E・V・キテイ(Eva Feder Kittay)は、家族 どもにとって利点を有することを認め、多くのカップルによって支持される制度を適切に支援すべきである、といった ある。また、同様の見解として、ファインマンの主張の多くに賛成できるものの、しかし国家は、両親のいる家庭が子(印) の中核はケア関係であるべきだが、性的関係もケア関係の基盤になりうると述べている。キテイによれば、長期間にわ

要であろう。近年のわが国における「家族関係の契約化」をめぐる議論を参照して、ファインマンの議論の含意を確認 同意する。しかし、ファインマンが、いかなる契約も許容されるべきであるとは主張していない点について、注意が必 しておきたい。婚姻関係の契約化を主張するわが国の代表的な論者には、野崎綾子と安念潤司がいる。

法的婚姻制度を廃止して婚姻を契約化するというファインマンの主張に対する、これらの見解について、筆者も概ね

野崎の主張は、家族関係を契約関係とみなすが、それらの契約は、正義による制約が課されるというものである。彼

各人が自由に形成しうるとしており、既存のジェンダー不平等な関係を内包した婚姻契約についても、当事者の合意が て、安念潤司の立場は、「オールマイティの立場」と呼ばれる。安念は、ほとんど制約のない契約によって家族関係を 自由を縮減する方向にもつながる可能性がある。野崎綾子の立場が「正義による制約つきの立場」と呼ばれるのに対し 女の契約化の構想は、正義の制約つきの契約を想定しているため、そのような構想の実現は、現行の家族法に比して、

ァインマンおよび野崎はともに、従来の家族関係を契約によって規定しようとすれば、従来の契約の法理について再検 ファインマンの法的婚姻制度の廃止は、上述の野崎の立場に近いものと理解することができる。なぜなら、フ

フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号 五七七 (一〇五三)

根拠を意思に求めるべきか否かという点について、検討することを挙げている。ファインマンもまた、同様の課題を指 がある。野崎は、今後の課題として、契約アプローチを既存の契約理論とどう接合するかという点や、契約の拘束力の 討する必要性があるだろう、と主張しているからである。例えば、ジェンダー平等に反する契約は認められない

摘している。つまり、ファインマンおよび野崎はともに、「契約化」には新たな「制度化」が含意されることを認識し

ないだろうか。本稿の第一章で確認したように、ファインマンは、婚姻の契約化にかんする議論のなかで、契約当事者 さらに、ファインマンの契約化の主張は、「脆弱な主体」を前提とした平等論と結びつけて理解することも可能では

ていると言えるだろう。

規定を含まなければならない、と主張している。なぜなら、契約法を含む社会の諸制度は、人々の脆弱性を軽減、 弱い立場に陥りやすいと考えられる。ファインマンは、新たな契約法が、こうした「力の差」のもたらす不公正を防ぐ 間での「力の差」を問題視している。例えば、二次的依存などの状態にある「脆弱な」人々は、契約関係においても、

あるいは埋め合わせるものでなければならないからである。

本稿の第三章で確認したように、ファインマンによれば、「脆弱な主体」を前提とした平等の保障のために、

思われる るいは社会学に見られる態度とは異なっており、フェミニズム法理論独自のものとして特徴づけることができるように 付け、国家の役割について積極的に論じている。このような彼女の法および国家への態度は、フェミニズムの政治学あ 家、制度および個人の関係については、慎重に論じる必要があることを踏まえつつも、フェミニズムの主張と法を結び 積極的な役割を果たさなければならない。国家は、法を通して制度を作り上げているからである。ファインマンは、国

また、「脆弱性」の概念はこれまで、責任論、 国際人権法の領域で用いられてきた。フェミニズムの文脈でも、ファ

インマンのみならず、S・M・オーキン(Susan Moller Okin)やJ・バトラー(Judith Butler)が脆弱性について言

及している。 これらの脆弱性概念を用いた議論の共通点は、J・ロールズ(John Rawls)たちの現代リベラリズムの構想におい

R・ドゥオーキン(Ronald Dworkin)のような平等主義的リベラリズムと、必ずしも全く相容れないものではないよ 面が強く、現代リベラリズムのうち、リバタリアニズムに対しては特に批判的である。だが彼女の主張は、ロールズや うに思われる。なぜなら、ロールズの議論は、積極的差別是正措置の正当化に用いられる場合があり、ドゥオーキンに て前提とされた自律的な主体に対して、変更を迫る点である。ファインマンの議論は、アメリカ社会に対する批判の側

·脆弱な主体」を前提とした平等論と、平等主義的リベラリズムの違いについては、検討の余地が残されているだろう。 フェミニズム法理論における「差異か平等か」をめぐる議論において、「平等」派の主張は、形式的平等であったため、

いると考えられるからである。ファインマンは、これまで平等主義的リベラリズムを正面からは検討していないため、 ついては自ら積極的差別是正措置の正当化を試みるなど、単なる機会の平等ではなく、実質的な機会の平等を志向して

ファインマンは「平等」派を批判してきたが、「脆弱な主体」を前提とした新たな「平等」の捉え方を模索している。

ただし、「脆弱な主体」を前提とした平等論は、さらに今後の展開が見込まれており、現時点では議論の不十分な部分 -上述のように平等主義的リベラリズムとの関係など ――もいくつかあるように思われる。

いて繰り返し述べたように、彼女は、現実の女性たちの生(life)や現実を法改革に反映させることを目指している。 しかしながら、ファインマンの議論は、平等主義的リベラリズムの議論に回収されるものではないだろう。

に焦点を合わせた批判的視点に立ち、現状(status quo)に埋め込まれた、概念、価値あるいは仮定に疑問を投げかけ フェミニズム法理論家のK・T・バートレット(Katharine T. Bartlett)によれば、ファインマンは、女性たちの経験

フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号 五七九 (一〇五五

議論の内容についてフェミニストたちの間で異論があろうとも、こうした方法を用いて、議論を続けていくことの重要 ートレットは、ファインマンの手法を「フェミニストの方法 (feminist method)」と呼んでおり、 実質的な

性を説いている。

フェミニストたちは、バートレットのいう「フェミニストの方法」を用いて、ロールズなどの現代正義論を批判して

きた。ロールズは、オーキンやM・ヌスバウム(Martha Nussbaum)などのフェミニストによる批判を受けて、離婚

後の財産分与において正義原理が適用されるべきであるなど、家族の領域にも、彼の正義論が適用可能であると主張し

た。しかし、本稿で確認したように、離婚法改革は、家族の領域に正義の原理を適用したものと解されるが、女性たちの

にとって、正義や平等の実現をもたらすものではなかったのである。 女性たちは、男性たちとは異なる意味でジェンダー化された生活を送っている。ファインマンは、そのような現実の

'差異」を根拠として、「中規模程度の理論」を掲げ、実際の不平等の是正を目指してきた。このようなファインマンの

意義を有しているように思われる。 取り組みは、平等主義的リベラリズムの論者たちの取り組みとは異なっており、「フェミニストの方法」として独自の

以上において検討したファインマンの議論の意義は、 他のフェミニズム法理論における「差異と平等」の問題への取

り組みと比べた場合には、どのような違いを有しているだろうか。この点については、本稿の「おわりに」で触れるこ

とにしたい。

最後に、本稿「はじめに」において言及した、「差異か平等か」の問題に対するミノウおよびコーネルの取り組みと、 以上において、M・A・ファインマンの議論をフェミニズム法理論の展開の中に位置づけ、その意義を検討してきた。

ファインマンの議論の違いについて若干述べておきたい。

組むことによって、「差異か平等か」のジレンマ状況を徐々に変化させていく戦略を採るからであると考えられる。 よびコーネルは、それぞれ個別の裁判における問題の解決を通して、あるいは個人の内面のレベルにおける問題に取り 人々が負担を強いられる不平等な社会構造を変革する改革立法案は導き出されていない。その理由の一つは、ミノウお マに取り組むものであった。しかし、ミノウおよびコーネルの議論からは、ファインマンのように、ケアする/される ミノウおよびコーネルもまた、ファインマンと同様に、「フェミニストの方法」を用いて「差異か平等か」のジレン

が指摘されている。また、社会の少子高齢化にともない、社会全体において誰がどのようにケアを担うのかという課題 示されている。それゆえファインマンの議論は、わが国の議論にも影響を与えてきた。わが国においても、ファインマ ンが強調するシングルマザーをめぐる問題は生じており、 ミノウおよびコーネルに比べ、大胆な改革案を提示するファインマンの議論は、現状を打破する強力な処方箋として 喫緊のものとなっており、 様々に議論されている。 シングルマザーの貧困に代表される「貧困のジェンダー化_

現実のジェンダー平等を実現しうる改革がどのようなものかについては、ファインマンを含む、アメリカ合衆国のフェ さらに、わが国の家族法については、ジェンダー平等を達成するために、選択的夫婦別姓の採用ならびに、 婚姻適年齢の男女の差異、および非嫡出子差別規定の廃止などが検討されてきた。これらの改革に加えて、

ミニズム法理論の議論に多くを学ぶべきであろう。しかし、この点については、本稿では検討することができなかった フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ

また、本稿の第三章第1節において、ファインマンの「脆弱な主体」を前提とする平等論が、「差異か平等か」のジ

ため、今後の課題としたい。

らは、「平等」や「自由」といった規範についての理解に根本的な変容を迫ると思われるものが含まれている。これら には不明確な部分が残っている。「脆弱性」をめぐっては、近年様々な領域で議論が展開されている途中にあり、それ レンマ状況に陥ることなく現実の差別や不平等を是正する企てとして理解できる、と指摘した。しかし、彼女の平等論

(1) フェミニズム法理論(feminist legal theory)の他に、フェミニズム法理学(feminism jurisprudence)などの名称が用いられている

の議論とファインマンの議論の関連性についても、今後明らかにしていきたい。

- 2 Edmundson (eds.), The Blackwell Guide to the Philosophy of Law and Legal Theory (Blackwell, 2005) Cf. Patricia Smith, "Four Themes in Feminist Legal Theory: Difference, Dominance, Domesticity, and Denial", M. P. Golding and W. A.
- 3 のアプローチ」日本法哲学会編『法と経済 ――制度と思考方法をめぐる対話(法哲学年報二〇〇八)』(有斐閣、二〇〇九年) 拙稿「差異と平等――マーサ・ミノウの理論を手がかりに」『同志社法学』第五六卷第一号、二〇〇四年:「関係的権利による家族関係の再構成 - マーサ・ミノウの議論を中心に」『同志社法学』第五七巻第三号、二〇〇五年:「『差異』と『平等』のジレンマに対する平等論のアプローチ D・コーネルの理論を手がかりに」『同志社法学』第六○巻第二号、二○○八年;『差異』と『平等』のジレンマ ── フェミニズム法理論から
- 何に把握すべきか —— Martha Minow の関係性の権利論を手がかりとして(一) (四・完)」『千葉大学法学論集』第二一巻第一号 第四号、二〇 利論については、参照、大江洋『関係的権利論 ――子どもの権利から権利の再構成へ』 (勁草書房、二〇〇四年) : 野崎亜紀子「法は人の生 life を如 Cf. Martha Minow, Making All the Difference: Inclusion, Exclusion, and American Law (Cornell University Press, 1990). ミノウの関係的権
- (5) Cf. Drucilla Cornell, Imaginary Domain: Abortion, Pornography & Sexual Harrasment (Routledge, 1995). 仲正昌樹監訳『イマジナリーな領 ボルノグラフィ、セクシュアル・ハラスメント』(御茶の水書房、二○○六年):At the Heart of Freedom: Feminism, Sex, &

正昌樹『法の共同体――ポスト・カント主義的「自由」をめぐって』(御茶の水書房、二〇〇二年)第四章:『自己再想像の〈法〉 *Equality* (Princeton University Press), 1998. 仲正昌樹ほか訳『自由のハートで』 (情況出版、二〇〇一年)。コーネルの理論については、参照、仲 決定の狭間で』(御茶の水書房、二〇〇五年)。 ――生権力と自己

- ェンダー家族と生・性・生殖の自由」岡野八代編『家族 ――新しい「親密圏」を求めて(自由への問い7)』(岩波書店、二〇一〇年)。 M·A·ファインマン著、上野千鶴子監訳『家族、積みすぎた方舟 —— ポスト平等主義のフェミニズム法理論』(学陽書房、二〇〇三年):牟田和恵「ジ ファインマンの家族法改革案を、家族をめぐる問題に対する有効な処方箋とみなす見解として、参照、上野千鶴子「解説 家族、積みすぎた方舟
- 1991). 以下では、本文中に *IE* と略記し、対応する頁数を示す。 Cf. Martha Albertson Fineman, The Illusion of Equality: The Rhetoric and Reality of Divorce Reform (The University of Chicago Press
- 8 訳書の頁数を示す 『家族、積みすぎた方舟 ──ポスト平等主義のフェミニズム法理論』(学陽書房、二○○三年)。以下では、本文中に NM と略記し、対応する原著と Cf. M. A. Fineman, The Neutered Mother: The Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies (Routledge, 1995). 上野千鶴子監訳
- 9 えて』(岩波書店、二○○九年)。以下では、本文中に AM と略記し、対応する原著と訳書の頁数を示す。 Cf. M. A. Fineman, The Autonomy Myth: A Theory of Dependency (The New Press, 2004). 穐田信子・速水葉子訳『ケアの絆
- ファインマンは、ケアする/される関係に保障されるプライバシーを、憲法上の個人のプライバシー概念とは異なるものとして区別する。
- Vulnerable Subject and the Responsive State", Emory Law Journal, vol. 60, no. 2 (2010); "Equality: Still Illusive After All These Years", Linda C (2008) , p. 1. ほかに、ファインマンの「脆弱な主体」を前提とした平等論について参照した論文は主として次のものである。 Cf. M. A. Fineman, "The Cf. M. A. Fineman, "The Vulnerable Subject: Anchoring Equality in the Human Condition", Yale Journal of Law and Feminism, vol. 20, no. 1
- Cf. M. A, Fineman, "The Vulnerable Subject", supra note 11, pp. 1-2; "The Vulnerable Subject and the Responsive State", supra note 11, p. 266

McClain and Joanna L. Grossman (eds.), Gender Equality: Dimensions of Women's Equal Citizenship (Cambridge University Press, 2009)

- (\(\frac{\pi}{2}\)) Cf. M. A, Fineman, "The Vulnerable Subject", supra note 11, p. 9.
 (\(\frac{\pi}{2}\)) Cf ibid., pp. 1-4.
- Cf. M. A, Fineman, "The Vulnerable Subject and the Responsive State", supra note 11, p. 251.
- (至) Cf. M. A. Fineman, "Equality", supra note 11, p. 257.

- Cf. M. A, Fineman, "The Vulnerable Subject", supra note 11, p. 2.
- 19 Cf. *ibid.*, p. 6

Cf. *ibid.*, p. 13

- に国際関係の文脈で用いられるようになった脆弱性の概念について論じている。Cf. Peadar Kirby, Vulnerability and Violence: The Impact of アイルランドのリムリック大学(University of Limerick)の教授を務める。著書『脆弱性と暴力(Vulnerability and Violence)』において、主
- Cf. M. A, Fineman, "The Vulnerable Subject", supra note 11, p. 13

Cf. *ibid.*, pp. 19-20

Globalisation (Pluto Press, 2006)

- Cf. M. A. Fineman, "Equality", *supra* note 11, pp. 261-262; *AM*, p. 216. 邦訳、二七二-二七三頁
- Cf. Adelaide H. Villmoare, "Feminist Jurisprudence and Political Vision", Law and Social Inquiry, vol. 24, no. 2 (1999), pp. 444-445 1 (1989), p. 3. 本文以下の記述は、ミノウの見解に依拠する。 同様に、フェミニズム法理論の発展段階を三つに分ける見解は、他の論者にも見られる。 Cf. Martha Minow, "Introduction: Finding Our Pradoxes, Affirming Our Beyond", Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review, vol. 24, no
- 田泰介「性による区分と法の平等保護 ―― アメリカ最高裁判所1971~1980」『同志社アメリカ研究』第一七号、一九八一年 たとえば、一九七〇年代の連邦最高裁判所は、男女役割分担を前提とした諸法律について、憲法の平等保護条項に違反すると判断した。参照、
- (幻) これらの有責主義から無責主義への転換については、わが国でも紹介されている。そのうちのいくつかとして参照、棚村政行「アメリカにおける Cf. Nancy Levit and Robert R. M. Verchick, Feminist Legal Theory: A primer (New York University Press, 2006), p.16
- 離婚給付法の展開』『青山法学論集』第二九巻第一号、一九八二年:村井衡平「アメリカ諸州離婚法の近況①-①〕』神戸学院法学』第一一巻第四号、 九八〇年:小野幸二「カリフォルニア州における離婚法改革の新展開 ――無責(積極的破綻主義)離婚法の将来(一)」『日本法学』第五八巻第四号 九九二年:成澤寛「有責主義離婚法の虚実」『アメリカ法』二〇〇一年二号、二〇〇一年
- *America* (The Free Press, 1985), p. 40. 本書の紹介として、参照、許末恵『アメリカ法』一九八七年二号、一九八七年。離婚法改革については、他 🛂 Cf. Herma Hill Kay, "Equality and Difference: A Perspective on No- Fault Divorce and Its Aftermath", University of Cincinnati Law Review Cf. Lenore J. Weizman, The Divorce Revolution: The Unexpected Social and Economic Consequences for Women and Children in

vol. 56, no. 1 (1987)

- (\varRepsilon) Cf. L. J. Weizman, The Divorce Revolution, supra note 28, pp. 31-33.
- (云) Cf. Richard R. Peterson, "A Re-Evaluation of the Economic Consequences of Divorce", American Sociological Review, vol. 61, no. 3 (1996), p.
- (S) Cf. Christian Littleton, "Reconstructing Sexual Equality", California Law Review, vol. 75, no.4 (1987)

(3) Cf. Kenneth A. Bamberger, "Book Review: The Neutered Mother, the Sexual Family, and Other Twentieth Century Tragedies. By Martha

Albertson Fineman", Harvard Women's Law Journal, vol. 19, spring (1996), p. 321

- 上野千鶴子「解説 家族、積みすぎた方舟」前掲注(6)、二九二-二九三頁。
- **岡野八代「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム』(勁草書房、二○○一年)、六頁**
- University Press, 1986). 奥田暁子他訳『フェミニズムと表現の自由』 (明石書店、一九九三年) 。 Cf. Catharine A. MacKinnon, Toward a Feminist Theory of the State (Harvard University Press, 1989); Feminism Unmodified (Harvard
- (\vec{\pi}) Cf. Patricia A. Cain, "Feminism and The Limits of Equality", Georgia Law Review, vol. 24, no. 4 (1990) Cf. D. Kelly Weisberg (ed.), Feminist Legal Theory: Foundations (Temple University Press, 1993), p. 335
- D. Cornell, At the Heart of Freedom: Feminism, Sex, & Equality (Princeton University Press, 1998), p. 116. 仲正昌樹ほか訳『自由のハートで』
- Cf. ibid., p. 115, 邦訳、二〇四-二〇五頁 ·情況出版、二〇〇一年)、二〇六頁。
- Cf. M. M. Slaughter "Book Review: Fantasies: Single Mother and Welfare Remorm", Columbia Law Review, vol. 95, no. 8 (1995), p. 2189
- Cf. Katharine T. Bartlett, "Cracking Foundations as Feminist Method", American University Journal of Gender, Social Policy & the Law, vol
- 参照、エヴァ・フェダー・キテイ「〈インタビュー〉社会的プロジェクトとしてのケアの倫理 ―― 未知の可能性に心を閉ざすことはできない」E

8, spring (2000), pp. 44-45

- V・キテイ著、岡野八代・牟田和恵訳『ケアの倫理からはじめる正義論 ――支えあう平等』(白澤社、二〇一一年)、八八-九三頁 参照、野崎綾子『正義・家族・法の構造変換――リベラル・フェミニズムの再定位』(勁草書房、二〇〇三年)。
- 参照、安念潤司「『人間の尊厳』と家族の在り方――『契約的家族観』再論」『ジュリスト』第一二二三号、二〇〇二年
- フェミニズム法理論におけるM・A・ファインマンの議論の位置づけ 同志社法学 六四卷三号

- 参照、野崎綾子『正義・家族・法の構造変換』前掲注(44)、一四一頁
- 47 48 参照、野崎綾子『正義・家族・法の構造変換』前掲注(4)、一四九頁 – 一五〇頁の注(59)および(64)。 参照、二宮周平「家族の個人主義化と法理論 ——家族法理論の再検討」『法律時報』第七四巻第九号、二〇〇二年
- 契約化』をめぐる一考察・ -法・政策研究叢書第六巻)』(東北大学出版会、二〇〇六年)。 大村敦志は、家族関係 ――社会的に承認された契約類型としての婚姻」辻村みよ子監修、水野紀子編『家族 ――ジェンダーと自由と法(ジェンダ (婚姻関係)を「契約化」するとは「制度化する」ということなのであると指摘する。参照、大村敦志「『家族法における
- Cf. Susan Moller Okin, Justice, Gender and the Family (Basic Books, 1989), pp. 180-186
- (釘) Cf. Judith Butler, Precarious Life: The Powers of Mourning and Violence (Verso, 2004), ch. 2. 本橋哲也訳『生のあやうさ —— 哀悼と暴力の政 治学』(以文社、二○○七年)、第二章。なお本書において、vulnerability は、「傷つきやすさ」あるいは「可傷性」と訳されている

わが国では、岡野八代が「ヴァルネラビリティ・モデル」を提唱している。参照、岡野八代『シティズンシップの政治学――国民・国家主義批判〔増

- 補版〕』(白澤社、二〇〇九年):『フェミニズムの政治学――ケアの倫理をグローバル社会へ』(みすず書房、二〇一二年)。 現代の様々な平等論は、「形式的な機会の平等論」、「実質的な機会の平等論」および「福利の平等論」の三つに大別できるという見解に従っている。
- ターを務めており、『脆弱な主体(The Vulnerable Subject)』を近く刊行予定である。 ファインマンは現在、エモリー大学において「脆弱性と人間の条件(Vulnerability and The Human Condition)と題するプロジェクトのディレク

参照、平野仁彦・亀本洋・服部高宏『法哲学』(有斐閣アルマ、二〇〇二年)、一六〇-一六四頁。

- Cf. K. T. Bartlett, "Cracking Foundations as Feminist Method", supra note 42; "Feminist Legal Methods", Harvard Law Review, vol. 103. no. 8
- Cf. S. M. Okin, Justice, Gender and The Family, supra note 50, p. 94; Martha C. Nussbaum, "Rawls and Feminism", Samuel Freeman (ed.)

The Cambridge Companion to Rawls (Cambridge University Press, 2003), p. 500

- (Si) Cf. John Rawls, Justice as Fairmess: A Restatement (Harvard University Press, 2001), pp. 162-168. 田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正として 再説』(岩波書店、二〇〇四年)、二八五-二九三頁
- アの絆」派の議論の代表的なものとして、注(5)のほかに、参照、上野千鶴子「家族の臨界 ―― ケアの分配公正をめぐって」牟田和恵編『家族を ファインマンの家族モデルのように、ケアする/される人々を家族関係の中核とするべきであると説く立場は、「ケアの絆」派と呼ばれている。「ケ

ている。参照、田村哲樹「労働/ケアの再編と『政治』の位置」仁科典宏・山下順子編『ケア・協働・アンペイドワーク(労働再審5)』(大月書店 超える社会学』(新曜社、二〇〇九年)。「ケアの絆」派という表現は、田村哲樹によるものであり、田村は、「ケアの絆」派の議論を批判的に検討し

59 参照、室住眞麻子『日本の貧困――家計とジェンダーからの考察』(法律文化社、二〇〇六年)。

二〇一一年)。

- かる」ということ」齊藤純一編『支える――連帯と再分配の政治学(〈政治の発見〉第三卷)』(風行社、二〇一一年)。 例えば、参照、上野千鶴子『ケアの社会学――当事者主権の福祉社会へ』(太田出版、二〇一一年)、池田弘乃「ケア(資源)の分配 ――ケアを「は
- 61 法改革がさらに進んだものとなることへの期待を示している。参照、フランシス・オルセン著、寺尾美子編訳『法の性別 ――近代法の公私二元論を F・オルセン(Frances Olsen)もまた、アメリカ合衆国およびヨーロッパにおけるリベラルな家族法改革の限界について論じ、日本における家族

【付記】本稿は、日本学術振興会科学研究費(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

超えて』(東京大学出版会、二〇〇九年)、第三講。

同志社法学

六四卷三号